

事 務 連 絡
平成 24年 6月 29日

社団法人 日本透析医学会
理事長 秋澤 忠男 殿

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省健康局疾病対策課

計画停電に係る人工透析患者及び実施施設に対する注意喚起について(依頼)

日頃、厚生労働行政に御理解、御協力を頂いていることについて、厚くお礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、国民各層に節電の協力を呼びかけており、計画停電は不実施が原則とされています。しかしながら、電力需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関しては、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、セーフティネットとしての計画停電が実施される可能性もあることから、貴会の会員に対して、

- ①計画停電の可能性及び事前の情報収集
- ②計画停電に備えた患者への適切な周知
- ③必要に応じて計画停電時間外の診療時間帯の調整
- ④近隣医療機関の情報収集及び調整
- ⑤特に、就労している透析患者への配慮

等の注意喚起を行い、人工透析患者が遺漏なく停電に対応できるよう、適切な指導の実施について特段の御配慮、御協力方お願い申し上げます。

(昨年度の東京電力管内における計画停電時の透析施設での対応について、以下の参考文献あり。また、公益社団法人 日本臨床工学技士会においても昨年の計画停電をもとに「計画停電における医療機器の安全使用マニュアル2012年度版」を作成し、7月2日に同法人のホームページに掲載予定とのこと。)

「福島原発（東京電力）被災による計画停電の透析への影響 –東京三多摩地区アンケート調査より-（日本透析医会雑誌 vol.26 No.2 2011, p259-268）」抜粋

東京三多摩地区アンケート調査によると、福島原発（東京電力）被災による計画停電の透析への影響として、計画停電地区に入っていたが実際に停電が直前に回避された20施設、実際に停電があった43施設、計63施設のうち、早朝透析（開始5時～8時）を実施した施設が62%、計画停電が直前に中止され変更した透析時間を更に変更した施設が30%、計画停電により深夜透析（開始22時以降～終了8時まで）を実施した施設が16%、計画停電により日曜日に透析を実施した施設が13%、透析時間の変更により仕事をもっている患者に支障が出た施設が73%であった。

なお、救急患者の搬送等、地域における医療提供体制にできる限り支障が生じることがないように、緊急かつ直接的に人命に関わり、重篤な患者の受入を常に行う等の観点から、北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力管内の特定の医療機関に対しては、計画停電時においても通電が行われることとなっております（施設名等については以下のURL参照）。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002doat.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局疾病対策課

電話番号 03-5253-1111(内線2359、2981) 担当：長、田中
(直通) 03-3595-2249

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）

電話番号 03-5253-1111(内線2518) 担当：藤本